

岩手大学情報公開に関する開示・不開示の審査基準

平成16年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 3 月 25 日 最終改正

岩手大学（以下「本学」という。）の保有する法人文書について、開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）に基づき、以下の基準により開示・不開示について審査する。

1 開示義務（情報公開法第5条）

開示請求に係る法人文書に次に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが記載されている場合を除き、当該法人文書を開示する。

一 個人情報（情報公開法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図書若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第2項において同じ。）から、特定個人を識別することが可能な情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定個人を識別することができないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報

（例えば）

- ① 役員、職員、学生その他関係者の自宅住所・電話番号等
- ② 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- ③ 健康診断・カウンセリングの記録
- ④ 懲戒処分関係情報（氏名・懲戒内容等）
- ⑤ 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。））、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等
- ⑥ 推薦入試、大学院入試等の答案及び合否判定資料
- ⑦ 学生指導関係文書
- ⑧ 反省文
- ⑨ 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）
- ⑩ 卒業研究論文、修士論文、博士論文など

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（例えば、研究者総覧、叙勲・褒章受章者名簿など）

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（例えば、医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるものなど）

- ハ 当該個人が役員及び職員であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該者の職及び職務遂行の内容に係る部分
(例えば、文書に付された職名など)

二 行政機関等匿名加工情報（情報公開法第5条第1号の2）

岩手大学個人情報保護規則第2条第20項に規定する岩手大学匿名加工情報（同条第21項に規定する岩手大学匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）又は岩手大学匿名加工情報の作成に用いた同条第18項に規定する保有個人情報から削除した同条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

三 法人等情報（情報公開法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるもの

(例えば、「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ、工事請負者施工成績一覧など)

- ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの（例えば、企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど）

四 審議検討等情報（情報公開法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 事務・事業支障事務（情報公開法第5条第4号）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

- イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのある情報

- ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報

(例えば、麻薬、毒物、劇物等の毒性、危険性、病原性等の強い物質の受払い、保管に関する情報、ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報など)

- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報

- (例えば、学部入試、推薦入学、大学院入試等の出題者名簿、入試制度改革関係資料など)
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのある情報
(例えば、入札前の予定価格、積算内訳書、大学が当事者となっている訴訟(国家賠償訴訟、医療過誤訴訟等)に関する資料など)
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれのある情報
(例えば、科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの、又は不採択のものなど)
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのある情報
(例えば、人事異動原案、人事選考(採用、昇任等)関係資料、勤務評定関係記録など)
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのある情報

2 部分開示(情報公開法第6条)

開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示する。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

一の個人情報記録されている場合、氏名、生年月日等の特定の個人を識別できる記述等の部分を除くことにより公にしても個人の権利利益が侵害されるおそれが無いと認められるときは、その部分を除き、開示する。

3 公益上の理由による裁量的開示(情報公開法第7条)

不開示情報(第1項第2号に掲げる情報を除く。)であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求を受けた法人文書を開示することができる。

4 法人文書の存否に関する情報(情報公開法第8条)

開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この基準は、平成２９年５月３０日から施行する。

附 則

この基準は、令和７年３月２５日から施行する。